

大阪 あしがいぶず

平成七年十月
第十七号
大阪府公文書館発行

目次

公文書の収集と保存	1
収集資料の紹介	2
江戸時代の村小絵図	4
明治初期の府民の税金	5
十周年記念講演のお知らせ	6

公文書の収集と保存

北山 英一

公文書を歴史資料として永く保存する意義はどこにあるのでしょうか。日々、行政機関において生み出される文書には、その時、行った施策内容やイベント記録などが、それを行う理由や背景、また客観的な調査データなどとともに綴られた貴重な文書が含まれています。

時の経過とともにそれらの文書は行政利用の面からはその価値が無くなったとしても、そこに記された詳細な情報はその時代を映し出した貴重な社会記録でもあるのです。

これらの資料に記されたことは人間の記憶からは次第に忘れ去られていくことで、残った資料をきっちりと集め、残していくよう役割づけられた施設をつくることによって、組織としての記憶装置を持つことができるのです。

公共機関が自ら行ってきたことを後世に残し、伝えていくことは大変な大事なことだと言ってもいいでしょう。

平成になってからの公文書館の開設が府県レベルで既に十館にのぼっているのも、公文書のもつ歴史的また文化的価値の認識やその保存の必要性が浸透してきているからでしょう。

当館は昭和六十年に開館し、今年で十年

になります。公文書館業務の根幹となるこれまでの資料の収集について、簡単に振り返ってみようと思います。

開館前の昭和五十八年九月に公文書の暫定的な歴史的評価基準を作り、府の機関が保有する当該文書の実態調査を行い、その量(約一万点)の把握をしました。また、昭和五十九年七月に大阪市立大学附属図書館などに所蔵されている大阪府関係資料の所在調査を実施し、かなりの量の当該資料が所蔵されていることが分かりました。

収集活動

府の歴史的な文書資料類を収集するに際し、「収集活動実施要領」を定め、それに基づき昭和五十九年十月から翌年九月まで、収集活動を実施しましたが、その内容は次のようなものでした。

①本庁各課、各出先機関への周知活動

歴史的な文書資料類の収集と保存の意義及び公文書館の設立の意義を各課、各出先機関へ周知するため、パンフレット、ポスターを作成、配付するとともに、庁内放送や職員向け刊行物などを活用しました。

②歴史的な文書資料類の調査及び収集

各課、各出先機関が保有する歴史的な文書資料類の巡回調査と収集箱の設置による収集活動を行いました。

この収集活動は先ほど書きました昭和五十八年の歴史的な文書資料類の実態調査で把握した文書からの収集でした。

府下の地域史を学習・研究するうえで市



(収集文書の整理 昭和60年)

町村発行の自治体史は不可欠ですが、これらを備えるため、昭和五十九年八月に府下市町村などに寄贈依頼を行いその収集を図りました。さらに、昭和六十年三月と十一月に府史編集室が保存する資料からの収集を行い、資料の充実に努めました。

古文書は東大阪市の川中家より江戸期から明治期の庄屋文書(約千九百点)をはじめ、金井家などからも寄託・寄贈を受けました。川中家文書の中には大和川の付け替えを描いた「河内扇」も含まれており、これは「週刊朝日百科日本の歴史」にも紹介されています。これらの結果、開館時には四万九千点を収集することができました。

しかし、残念ながら戦火による消失や散逸によって明治期から昭和前期の所蔵資料

が少ないため、国立公文書館や府下の類縁機関などから府関係の資料を調査のうえ、貴重なものはマイクロフィルムなどにより複製、収集することにしました。この中には当公文書館運営懇談会委員等からアドバースをいただき、明治期の「公文録」、「太政類典」や昭和二十年の「地方長官会議説明資料」なども収集しました。この事業は現在も継続して行っており、多くの当該資料を収集してきました。このように過去の時代の資料収集と同様に今も作成・收受されつつある公文書資料から価値あるものを確実に選別、収集することも大変重要な事業であり、開館後もこれらの作業の円滑化のため、次のような取り組みをしてきました。

各課(所)の文書管理担当者に対して、文書管理の必要性や公文書館の仕事や役割、そして歴史的な文書資料類の収集についてその趣旨を説明し、理解を得てよりしっかりと各課(所)との協力体制をつくっていくとともに、職員向けの印刷物にも掲載して、公文書館事業のPRを行うています。また、選別に際し、個々の文書の内容把握や評価を行い、それを選別基準の具体化に役立て、選別の効率化を進めているところでもあります。

収集事業は昔の「残ったもの」を丹念に集めることも重要ですが、今あるものを意図的に「残していく」地味で継続的な努力がより一層必要だと痛感しています。(きたやま ひでかず 大阪府公文書館)

資料名	頁数	概要
大阪府地方卸売市場要覧	52	地方卸売市場数の年次推移（昭和52年度～平成5年度）や取扱状況、品目別集荷状況や方法などがまとめられている。
大阪府統計調査一覧 平成6年度	80	平成6年度に大阪府が実施した統計調査180件について調査名称、目的、対象、方法、調査事項、公表方法などが一覧表でまとめられている。
大阪府統計年鑑 平成6年度	510	大阪府の土地、人口、経済、社会、文化等の各分野にわたる基本的な統計資料を総合的・体系的に収録したもので、明治14年版「大阪府統計表」として創刊されて以来現在に及んでいる。
大阪府年次雇用計画：雇用情勢の見通しと職業安定行政の重点事業 平成7年度	78	平成7年度の雇用情勢の見通し、職業安定行政の重点事業、阪神・淡路大地震に係る緊急雇用対策の推進、産業構造等の変化に対応した雇用対策などについてまとめられている。
大阪府民の栄養状況 平成4年国民栄養調査結果 平成5年	59 69	調査成績は、国民栄養調査のうち、大阪府分がとりまとめられたもので、国民の健康状態及び栄養素等摂取状況を的確に把握し、健康増進、栄養改善を推し進める一助として作成されている。
おおさか ふれ愛 夢づくり 平成6年度版大阪府政	66	平成3年度から平成6年度までの各分野での府政の歩みを写真をふんだんに使ってわかりやすく紹介している。
教育調査紀要 通巻第53号（平成2年度）～ 通巻第57号（平成6年度）		大阪府内の公立学校の学校数、学級数、生徒数（児童）、職員数などの概況、また、昭和24年度からの学校数、学級数、生徒数、教員数の推移、及び教育費の概要などが収録されている。
京阪神における花きの流通概況 平成5年	57	平成5年の京阪神における花きの市場別、品目別入荷数量、都市別・産地別・品目別入荷数量や昭和52年から平成5年までの都市別・品目別入荷数量などがまとめられている。
これが関空効果だ：関西国際空港開港に伴う雇用への影響 （大阪労働白書 平成7年版）	285	関西国際空港の開港に伴い、企業の経営面、雇用面にどのような影響がでているか、さらに大阪労働経済の動向についても概観している。
数字に見る府政のあゆみ 平成6年度	236	施策の重点目標別府政の実績を年表や統計データ等でわかりやすくあらわしている。
都市計画資料集 平成6年3月末現在	125	都市計画区域、市外化区域、地域区域の決定状況、道路、都市高速鉄道、駐車場、公園、下水道などの都市計画施設の状況などがまとめられている。
「阪神・淡路大震災の企業に与える影響調査」の結果	7	（財）大阪府中小企業情報センターの協力を得て、府下の製造業及び卸売業に対し、施設・整備面への影響、物流への影響、経営への影響などについてアンケート調査した結果がまとめられている。
府政に関する世論調査報告書 第71回（府政の生活意識） 平成6年度	88	府民の生活意識をテーマに、暮らし向き、健康、教育、文化などの生活諸事象の重要度、生活意識、価値観、将来の大阪のイメージなどの調査結果がまとめられている。
府政に関する世論調査報告書 第72回（みどり豊かな大阪づくり） 平成6年度	142	大阪の「みどり」をテーマに、その保全や整備方法などについて府民の意見をきき、その調査結果がまとめられている。
物価・くらしの年表：大阪府立消費生活センター25周年記念資料	16	昭和45年から平成5年までの物価と家計の推移、昭和25年から平成6年までの経済・社会の出来事、昭和25年から平成5年までの米、牛肉、牛乳、キャベツ、リンゴ、ビール、洗濯機、毛布、セメント、電気代、たばこ、ガソリンなど多くのものの値段の推移がまとめられている。
平成5年度における大阪府下の地盤沈下の概況	11	代表地点の平成元年から5年までの各年度における年間変動量、昭和10年度（地点によって昭和13年度、昭和43年度等あり）からの累積沈下量及び府下30カ所における地下水位の状況についての観測結果を収録している。

収集資料の紹介

平成7年度に収集した資料の中から、その一部を御紹介します。

これらの資料の過去のものも保存していますので、御利用下さい。

資 料 名	頁 数	概 要
駅周辺自転車駐車場等実態調査報告書	63	駅周辺における放置自転車対策の基本資料とするため府下鉄道駅所在32市7町の駅周辺における自転車駐車場の設置状況、自転車等の放置状況などについて過去に調査した結果もまじえて報告書としてまとめられている。
大阪経済の概況	67	大阪経済の規模、産業別構成、大阪工業・商業の動向、大阪の中小企業等の大阪経済の概要について記載されており、また、大阪経済の特徴が主要指標などから表わされている。
大阪経済白書 平成7年版 (アジアとの連携を深める大阪産業)	317	第14回目の刊行となる今回の白書は、第1部で平成6年の大阪の景気動向を分析し、第2部では「アジアとの連携を深める大阪産業」とのテーマの基に、厳しい経済環境に対応して、高付加価値化や高度化等を進めている大阪産業の現状と課題が分析されている。
大阪女性フォーラム報告書： ドーンセンターオープニング記念 イベント'94 OSAKA JAPAN	106	1994年11月11日に開館した大阪府立女性総合センターのオープニングイベントの一環として大阪国際女性フォーラムが開催されたが、本書はこの報告書で、内容はスーザン・ファルデー(ジャーナリスト)の「女性の年と言うけれど」の記念講演と「仕事と家庭」「高齢化社会と女性」「マスメディアと女性」をテーマとした分科会の報告など。
大阪の現状と推移：大阪府総合計画 審議会資料 平成6年3月 平成7年3月	118 117	人口、経済、土地利用、生活環境、保健・福祉・医療、教育・文化・研究開発、産業・消費生活・労働、交通、行財政等について過去からの推移もまじえて収録されている。
大阪の交通白書 平成5年版	304	大阪の交通事故の概況や各種事故の実態、交通規制・駐車対策などが統計データを中心にわかりやすくまとめられている。
大阪の文学 古典篇	249	大阪を舞台にした43編の古典文学作品のすぐれた部分を紹介し、作品の舞台となった寺社などをたずねている。
大阪府基準地価格要覧 平成3年	170	平成3年7月1日を基準日とする基準地の標準価格を、基準地の付近案内図も入れて市町村順にまとめられている。
大阪府国民年金事業状況 平成5年度	293	平成5年度の保険者(市町村・国保組合)別の国民健康保険加入世帯数、全被保険者の状況、総人口及び制度別被保険者適用率の状況、年齢別被保険者の状況、歳入・歳出決算状況、歳入・歳出の構成比、保険給付状況などを図表もまじえながらまとめられている。
大阪府消費者施策の概要	105	消費者施策の推進方向、施策体系及び推進体制と消費生活の安全確保などの施策の推進状況などについてまとめられている。
大阪府情報公開制度10年の記録	270	府の情報公開制度の運用状況を中心に、この10年間の制度の歩みがとりまとめられている。
大阪府新総合計画	28	大阪府の将来像を示すグランドデザインである「大阪府新総合計画」が平成3年9月に策定され、多様な施策を推進しているが、その概要と進捗状況がとりまとめられている。
大阪府生活排水処理計画	74	府域における下水道や合併処理浄化槽、農業集落排水処理施設、コミュニティ・プラントなどの各種生活排水処理施設の総合的計画的な整備を図り、2001年に向け、生活排水の適正処理100%達成を目標として策定されたもので、本計画は、府における生活排水処理の目標並びに生活排水処理施設の整備の基本的な在り方、方向が示されている。
大阪府勢要覧 1995年刊	239	大阪の現状と動向を明らかにし、府勢全般のすがたが分かるように客観的な統計情報から、人口、経済、社会、文化等の各分野にわたる基本的事項が体系的かつ要約的に収録されている。

江戸時代の村小絵図―郷蔵と夫食蔵―

金山正子

今回は寄贈史料の川中家文書から、江戸時代の村の様子をビジュアルにあらわす小絵図を紹介いたします。

川中家文書の絵図の中には、「元禄十六年(一七〇三)作成の「大和川付替以前之図」(川中6-13)や、大和川の新旧の水路が描かれている「河内編」(川中6-61)など、既によく紹介されているものがありますが、その他にも今米村や川中新田(現東大阪市)をあらわした村々の小絵図が残されています。

「慶応三卯年六月中旬調置 向々小絵図入」と上書きされた和紙袋の中に、享和二年から弘化三年(一八〇二―一八四六、他年未詳)までの二七枚の小絵図がまとめられて入っています(川中6-11~31)。袋の上書きにあるように、慶応三年にそれまで庄屋で管理されていた小絵図、たとえば訴状に添えて役所に提出したものの控えや差戻しされたものなどを整理して一括にして袋に入れなおしたものの様です。今米村や川中新田の魚絵図には村の概形や字名、耕作者、道と水路などが描かれています。

この中に、下図のような「郷蔵」と「夫食蔵」が描かれた略絵図が数枚あります。

「郷蔵」とは、江戸時代の農村での年貢米や貯穀などの保管のための倉庫で、その開閉や入替は村役人の立会いの上で厳重に管理されていました。

「夫食」というのは、農民の食糧のことを言います。大規模な風水害や早損などのとき、困窮した農民は夫食や種籾などの貸付けを領主に願い出、必要に応じて一定度の夫食貸与が認められました。しかし、天

明の大飢饉を教訓に、江戸時代中期以降になると、農民に一定の割合で出穀させ、それを村内に貯蔵させる郷村貯穀策が推進され、農民側による自己救済が求められるようになってきます。「夫食蔵」はいわばこういった非常時用の村の貯食料を保管しておく食料庫でした。

川中家文書から、この時期の貯夫食に関する史料を少し見てみましょう。天保十四年(一八四三)七月の「夫食改入用覚帳」(川中2-29)では、当時の今米村の貯夫食の囲高は米一八石二斗三升とあります。村高は二七七石八斗四升一合ですから、高割りすると一石につき米六升五合七斗、つまり村の年間の生産高の約六・六%が備荒貯蔵されていたこととなります。

村の郷蔵へ詰め置きしている貯夫食は、新穀が出来るまで詰め替えをしますが、その際は役所へ書面で願い出なければならず、またその為の出費もかさみました。そこで天保十五年には、貯夫食を増強するにあたって、今まで米切で貯えていた夫食を一部銀納して役所へ貸付け、その利銀で欠減を償い、郷蔵の修復などの手当てへも当てるようにとの願書が大津役所より出されます。

このときの囲高の算出は、一人あたり米二合宛で百日分とされ、今米村の場合、当時村の人数は男百人、女九二人、合計一九二人でしたので、貯夫食の総量は米三八石四斗となります。これは今までの囲高より二〇石余りの増量で、村高の約一四%になります。これらは石持ちの百姓達から徴収されますが、囲高の三分の一にあたる一二石八斗が銀納されて大津役所に貸付けされ、

年々利息が村に下される仕組みとなったわけですが。ただし、増量分の単年度での出穀は農民への負担も大きく、銀納分は二カ年に、米納分は四カ年に分割して納められています。また同様に、川中新田でもそれまでの米三石八斗五升が人数四三人からの算出で八石六斗に増量され、三分の一が銀納されています。

さて、こうして出穀された貯夫食米が貯蔵されたのが夫食蔵ですが、当初からこの非常用食料庫が各村毎につくられていたわけではありません。

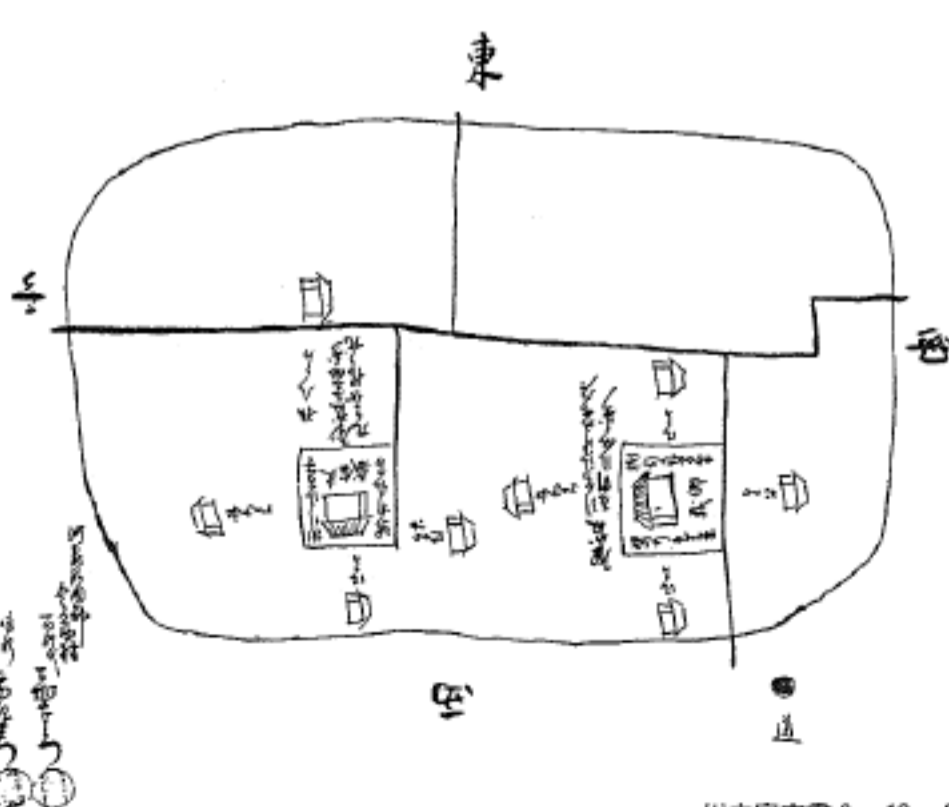
弘化三年(一八四〇)七月の河内郡九ヶ村より大津役所へ提出された願書では、貯夫食の囲蔵を村々で建てるようにとの言渡しに対して、一時に金策できない村もあるの、追々建ててゆくにしても当分は是までのように郷蔵へ保管しておきたい旨各村連盟で願い出ています(川中1-10)。

今米村ではこの前後に夫食蔵が建てられたようで、下の略絵図は弘化二年から三年に役所に蔵の所在を届け出るために描かれたもの一枚です。

図をみると、「郷蔵」の敷地分は村高からは引高として年貢は免除されています。蔵の大きさは桁行二間半、梁

行一間半、一方「夫食蔵」は、村の百姓九兵衛の所有地の借り地に建てられ、郷蔵より梁行が半間ばかり大きなものです。古文書を読むときに、文字史料と絵図に別々に触れるのではなく、文字だけでは得られない空間的な情報をこういった絵図から読み取るのも、史料の楽しみかたの一つでしょう。

(かなやま まさこ 大阪府公文書館)
〔用語参考:『国史大辞典』吉川弘文館〕



右 郷蔵貯夫食蔵跡
左 夫食蔵跡
上 東
下 西
中 南

明治初期の府民の税金

高倉 史 人

府民税や事業税、自動車税といった府税について、その起源の一端を廃藩置縣がおこなわれた明治初期にたどり、当館に保存されている「大阪府令」や「堺県布令」などを手掛かりにして探ってみたいと思いません。

■明治初期の税金の種類

明治維新後、政府は、混乱を避けるために慶応四（一八六八）年八月七日に布告第六一二号をもって、租税はしばらく旧慣によるとしました。そのため、江戸時代の税金である地租（本途物成）、雑税（小物成）などがひきつづいて徴収されることになりました。

米穀穀間屋	一等 金四十銭 二等 金三十銭 三等 金廿五銭 四等 金拾五銭 一等 金拾五銭 二等 金五銭 三等 金三銭
全仲買	一等 金拾五銭 二等 金五銭 三等 金三銭
白米穀穀小賣	一等 金拾五銭 二等 金五銭 三等 金三銭
藍玉間屋	一等 金拾五銭 二等 金拾五銭 一等 金拾五銭 二等 金拾五銭
炭薪間屋	一等 金拾五銭 二等 金拾五銭

■地租

江戸時代、地租は、正租として幕府・各藩で租税の中心となっていました。明治に入っても旧制度は受け継がれ、農民は保有する土地について、貢租を負担していましたが、士族や商工民は地税が免除されたり、課せられても低いものでした。

政府は、このような不公平を是正し安定した租税を得るために、土地保有者に地券を発行し、それにもとづいて地租を課すことにしました。明治六（一八七三）年七月二八日の地租改正条例（太政官布告第二七二号）によって、地価課税法に改め、地租額を地価の一〇〇分の三とし、米納を金納にしたのです。

府内において、郡村部では地価の一〇〇分の三としました。これに対して、市街地ではすでに同年六月二二日に「地券発行並地租税上納規則」が出され、その第一〇条で「地租ハ地券ニ記セン金高ノ百分ノ一可相納事、外ニ庁費金トシテ、税金一円ニ付三銭可相納事」と定められていました。すなわち、市街地は地価の一〇分の一であり、地租の外に庁費金として、税金一円につき三銭が課せられたのです。

布 令

しかし、このような不均衡も明治八（一八七五）年八月二八日の太政官布告第一三三三号で市街地も一〇〇分の三になりました。

■雑税

雑税は、江戸時代に、商工業者・運送業者やその他の営業者に賦課された運上・冥加金などでした。政府は営業の自由の方針により、しだいに各種の営業を免許制とし、株仲間を解散させ、主な業種につ

いては運上・冥加金に代わって免許税・営業税に類似のものを課すことにしました。府下でも、さまざまな雑税がかけられました。例えば、明治四（一八七一）年一月二五日には、「当三一月より諸芝居、説教座、小見世もの興行いたし候者ハ、日々売揚候棧敷並揚銭高之内、式拾歩之一税納申付、救恤筋入費ニ差加候間、此旨可相心得候事」として、諸興行に対して、課税がなされています。

また、いわゆる大阪八百八橋を象徴するかのようになり、同一年一月晦日に「橋銭徴収規則」を布告し、「橋銭」を「市中一同、諸官庁附屬地ヲ始メ、社寺地ニ至迄」賦課し、「毎年六月、十一月両度」に収納しました。さらに、明治五年四月一七日には、株仲間禁止を達し、魚屋、料理屋、鮓屋、蒲鉾屋などを免許制にし、同年八月にはそれらに関する新たな布告を布告し、改めて商高の百分の一の税を課しました。その他、「諸川舟税則」によって、川舟に対して税を徴収したり、また、車検に対する税もすでに明治五年から存在していました。

しかし、このような雑税は、旧慣によるさまざまな税金であって、軽重、有無はなはだ不均衡であり、また徴収するのにも苦勞が多く、その他都合なところが多くありました。そこで、政府は明治八年二月二〇日の太政官布告第二三三三号によって、「従来雑税ト称スルハ、旧慣ニ因リ区々ノ収税ニテ、軽重有無不平均ニ付、別紙税目ノ分本年一月一日ヨリ相廢シ候」としていったん全廃したのです。

■国税と府県税

明治八年九月一九日に、政府は、太政官布告第一四〇号により租税の類別をおこなった。『全国一般へ賦課スヘキ分ニシテ、大蔵省ニ收入シ国費ニ供スルモノ』を国税とし、「現今賦金ト称シ收入スル諸税、及本年二月第貳拾三号布告、地方収税ノ類ニシテ、其地方ノ費用ニ供スルモノ」を府県税と改めました。

そして賦課の方法および費用の用途は府県で定め、そのうえ、毎年七月から翌年六月までを一年度としました。なお、府県財政の主要財源は町村民に課せられた民費であり、それは道路・堤防・橋梁の修繕費、学校費、警察諸費などに使われました。府県税はその補助財源だったのでした。

府税としては、宿屋税、料理屋税、歌舞伎役者税、馬税、諸車税、諸商業鑑札料などがありません。例えば、明治九年一月二七日の「料理屋等府税ノ改正」によると、「諸料理屋税 第一等 老ケ年 金五円 第二等 同 金三元 第三等 同 金一元 第四等 同 金五拾銭」となっており、この他、宿屋税、歌舞伎役者税、諸遊芸人税も第一等から第四等まで等級別に年間六円から五〇銭課せられました。

また、このころ大阪府から独立していた堺県も明治九年一月四日に「県税規則」を定め、様々な車馬、職人、商人、問屋、製造業者に県税が課せられました。例えば、「自転車金六銭 乗馬金拾五銭 大工職志人付金式銭 畳屋二金五銭 青物干物問屋一金拾五銭 素麵製造一五金五銭」というように月額の県税が定められています。

（参考文献）
『大阪百年史』（大阪府）
『大阪府布令集一、二』（大阪府）
『堺県法令集一、二』（羽曳野市）
『平成五年度大阪府税務統計』（大阪府）
（たかくら ふみと 大阪府公文書館）

大阪府公文書館十周年記念講演会のお知らせ

大阪府公文書館では、開館十周年を記念して、講演会を開催します。

私たちが歩んできた歴史が刻まれた様々な記録は、私たちに多くのことを語りかけてくれます。この機会にこうした記録の大切さを考えてみませんか。

○講演

日本文化の伝統と創造

—— 文書記録の意義 ——

講師

大阪女子大学学長

上田 正昭

講師略歴

昭和二年京都府生まれ。

昭和二五年京都大学文学部史学科を卒業、京都大学教養部教授、同大学教養部長を経て、平成三年四月同大学名誉教授、三年六月に大阪女子大学学長となり、現在に至る。著書は『日本神話』（毎日出版文化賞受賞）『古代伝承史の研究』（江馬賞受賞）『日本文化の創造』ほか多数。

○映画

日本万国博覧会の歩み

一九七〇年、千里丘陵を切り拓き開催された日本万国博覧会は大坂の発展の大きな起爆剤となりました。この映画は、開催決定から開会に至るまでの足跡を記録したものです。万博を知らない世代の方にもこの記録映画を通じて資料の保存の必要性を知っていただければ幸いに思います。

◎と き

平成七年十二月八日(金)

午後三時～五時まで

◎と ころ

大阪府庁別館 七階 講堂

◎定 員

三〇〇名(先着順)

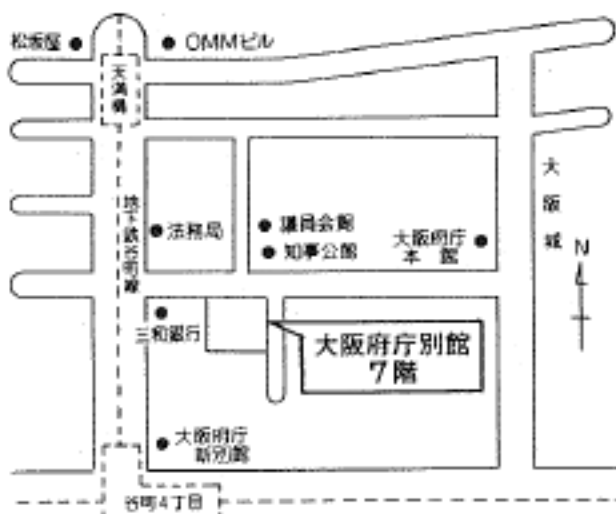
入場 無料

◎申 込 み

大阪府公文書館まで、電話またはFAXにてお申し込みください。

☎ 〇六一六七五―五五五―

(受付時間午前九時～午後五時まで)
FAX 〇六一六七五―五五五―
(FAXの場合、氏名、住所、電話番号、FAX番号を明記の上、お申し込みください)



地下鉄谷町線・谷町四丁目又は天満橋駅から徒歩7分

編集後記

▼大阪府公文書館も開館して、はや十年の歳月が過ぎようとしています。人それぞれ十年といえ、いろいろなことがあると思います。私も感慨深くなって思わずこの十年間を振り返ってしまいました。時々、過去を振り返るのはいいことだと思います。もちろん、振り返ってばかりではいけないでしょう。

公文書館の十年にしても、今、私たちがやっている仕事、今では定例的になった仕事も私たちの先輩諸氏が何もなかったところから、基礎を固め、形にしてくれた賜物だと思います。先輩たちの思い入れに恥じぬように私たちが頑張らないと思う昨今です。

歓迎・協力、成功へ。

APEC'95大阪会議

APEC閣僚会議・非公式首脳会議がこの秋大阪で開催されます。

〓 お知らせ 〓

公文書館では、府に関する歴史的公文書や古文書を、保存しています。寄贈・寄託いただける方はご連絡ください。どうぞよろしくお願ひします。

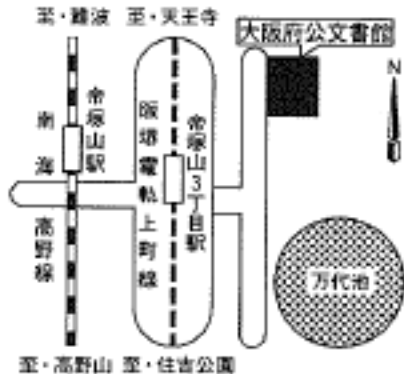
利用案内

■開覧時間

・月曜日～金曜日 午前9時15分～午後5時

■休館日

・土曜日、日曜日、祝日及びその振替休日
・年末年始(12月28日～1月4日)
・毎月末日(土曜日の場合はその前日、日曜日の場合はその前々日)



最寄駅 阪堺電軌上町線帝塚山駅3丁目(徒歩3分)
南海高野線帝塚山(徒歩6分)

大阪あーかいぶず 第十七号

平成七年十月一日発行

編集発行 大阪府公文書館

大阪市住吉区帝塚山東二丁目一四四

電話 〇六一六七五―五五五―

FAX 〇六一六七五―五五五―

印刷 大阪府管印刷所